

令和7年度6月 第3回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和7年6月20日（金） 午前10時00分 ～ 午前10時45分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	欠席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	欠席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	出席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	阿部 勉
			村井 祝仁
			大村 帆乃香

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 0 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 6	議案第 1 1 号 地域計画の変更について
日程第 7	議案第 1 2 号 農業振興地域整備計画の変更について
日程第 8	議案第 1 3 号 農地中間管理事業法第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について
日程第 9	議案第 1 4 号 農地中間管理事業法第 1 8 条第 1 1 項の規定による要請について（権利移転）
日程第 1 0	議案第 1 5 号 旧基盤強化法第 2 0 条の 2 （農用地利用集積計画の取消し）について
日程第 1 1	議案第 1 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
日程第 1 2	報告第 7 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 8 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 9 号 現況証明願について
	報告第 1 0 号 農地改良届について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は8人です。山田委員、武藤委員、伊藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和7年度6月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。

12番近藤善成委員及び14番塚本隆啓委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。

本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第8号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

それでは、議案第8号について説明いたします。

申請番号3-9番につきまして、説明いたします。

参考資料は1-2ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は篠田山吹地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

こちらは、競売に係った農地で、申請者は、4月の総会にて承認された買受適格証明をもって入札に参加し、今回の申請となりました。

現地には既存で倉庫がありますが、農地に戻していただくことになっております。

3-10番につきまして、説明いたします。

参考資料は3-4ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は花長新堀地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

3-11番につきまして、説明いたします。

参考資料は5-6ページをご覧ください。

譲受人・譲渡人は、議案のとおり、申請地は七宝町安松七丁目地内の田の所有権移転による経営開始となっております。

経営開始となっておりますが、申請者は過去に農地を所有しており、相続の関係で、一時、登記上手放すことになりましたが、実際には耕作を続けており、この度、贈与により再度取得することとなりました。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、6月16日に辻本雅之委員と竹田隆義委員と現地確認をさせていただいております。以上です。

議 長 議案第8号につきましては、辻本雅之委員と竹田隆義委員に現地確認を行っていただきました。代表して辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第8号につきまして、現地を確認しました。申請番号3-10、3-11については、農地の耕作について問題はありませんでした。また、3-9についても原状復帰し、耕作することなので問題ないと判断しました。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第8号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第8号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第8号は承認されました。

議 長 日程第4 議案第9号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第9号について説明いたします。
4-1番について説明いたします。
参考資料は7～8ページです。

申請者は議案のとおり、申請地は七宝町安松八丁目地内の田で、駐車場への転用でとなっておりますが、申請地はすでに駐車場となっており、長年、近隣

住民に貸し出しております。申請者は、申請地を相続した際に初めて、登記が田のままであることを知りましたが、手続きの方法がわからず、現在までできてしまい、違法状態を是正するため、今回の申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。

こちらにつきましては、6月12日に海部農林水産事務所と、また、6月16日に辻本委員と竹田委員と現地調査をさせていただいております。以上です。

議 長 辻本委員と竹田委員に現地確認を行っていただきました。代表して辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第9号につきまして、現地を確認しましたが、転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第9号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第9号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第9号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第10号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第10号について説明いたします。

5－6番について説明いたします。

参考資料は9～10ページです。

譲受人・譲渡人は議案のとおり、申請地は花正柳坪地内の田で、駐車場及び資材置き場への転用で所有権移転となっております。譲受人は名古屋市に本店を置き、自動車部品、ガス機器の部品、電気部品の製造及び加工等の事業を営んでおります。申請地の北側隣接地には、生産の拠点となる美和工場を設けております。長年、駐車場の確保ができない、また、資材についても、工場内の

通路等に置いている状態でいたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申請となっております。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で農地区分は、第3種農地に区分されるため、転用の許可が見込めます。こちらにつきましては、6月12日に海部農林水産事務所と、また、6月16日に辻本委員と竹田委員と現地調査をさせていただいております。以上です。

議 長 辻本委員と竹田委員に現地確認を行っていただきました。代表して辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第10号につきまして、現地を確認しましたが、転用に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第10号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第10号を許可相当として愛知県知事に送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第10号は承認されました。

議 長 日程第6 議案第11号「地域計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第11号について説明いたします。

参考資料は11～12ページをご覧ください。

本件は、地域計画変更申出書が提出されたことから、農業経営基盤強化促進法第19条第5項の規定に基づく地域計画の変更について、同条第6項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。変更地域は、七宝地区、七宝町沖之島安無地内の田です。変更内容は、資材置場兼駐車場への転用のため、地域計画から除外するものです。目標地図としては、参考資料11ページにあるとおり、案件番号1, 2の部分が除外となります。地域計画としては、参考資料12ページにあるとおり、区域内の農用地等面積が169.7haから0.1ha減少し、169.6haとなります。以上です。

議 長 ただ今事務局から説明がありました、議案第 1 1 号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

村上委員 地域計画の変更対象地は市街化調整区域でしょうか。

事務局 市街化調整区域です。

村上委員 地域計画とは何でしょうか。

事務局 農業経営基盤強化促進法の改正により、令和 7 年 3 月末までに各市町村で地域計画を策定することが義務付けられました。当市は令和 7 年 3 月に農用地区域、いわゆる青地を範囲として地域計画を作成しております。

村上委員 地域計画は閲覧可能でしょうか。

事務局 市公式ウェブサイトにて公開しております。

議 長 他にご質問はございませんか。
他にご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第 1 1 号を意見なしとして、あま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 1 1 号は承認されました。

議 長 日程第 7 議案第 1 2 号「農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
議案第 1 2 号について説明いたします。
参考資料は 1 3 ～ 1 4 ページをご覧ください。
本件は、農用地利用計画変更申出書が提出されたことから、農業振興地域の整備に関する法律施行令第 3 条第 3 項の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更について、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、あま市が当委員会に対して意見聴取を行うものです。申請番号 1 番について説明します。申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町下田上才当治地内の畑です。申出者は、津島市内に事業所を構え、解体業をメインとし、産業廃棄物収集運搬業、中古車輸出業を営んでおります。事業の拡大にあわせ、中古自動車の駐車場及び解

体業等で使用するトラック等の駐車場や資材置場としての土地を探していたところ、事業所との往来の利便性も高い、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

続きまして、申請番号２番について説明します。

参考資料は１５～１６ページをご覧ください。

申出者は議案のとおり、申請地は、七宝町沖之島安無地内の田です。申出者は、岐阜県岐阜市に本店を置き、土木建築業を営んでおります。現在、あま市森に資材置場を保有していますが、事業拡大により資材置場及び駐車場が不足することとなり、また、借地であり返却する必要性が生じたため、新たに土地を確保しようと考えていたところ、当該土地の譲受の内諾をいただけたため、今回の申出となっております。なお、土地利用計画としては、申出地の道路を挟んだ南側の白地農地についても一体利用を前提とした転用許可申請がされる予定です。申出地は農用地区域内ですが、周辺部に位置し、周辺の土地利用にも混在を生じないと考えております。

以上２件につきまして、６月１２日に海部農林水産事務所、６月１６日に辻本委員と竹田委員と現地調査させていただいております。以上です。

議 長 辻本委員と竹田委員に現地確認を行っていただきました。代表して辻本委員から現地の状況について報告願います。

辻本委員 議案第１２号につきまして、現地を確認しましたが、計画の変更に関して問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び辻本委員から説明・報告がありました、議案第１２号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１２号を意見なしとしてあま市へ回答することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第１２号は承認されました。

議 長 日程第８ 報告第１３号「農地中間管理事業法第１８条第１１項の規定による要請について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 13 号について説明いたします。

本件は、中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるよう、愛知県農地中間管理機構に対して要請するものです。機構が定めた計画を愛知県が認可・公告を行うことで利用権が設定されます。農地所有者は 27 名で貸付地は、52 筆、25,864 m²、借受者は 5 名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 ただ今事務局から説明がありました、議案第 13 号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 13 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第 13 号は承認されました。

議 長 日程第 9 議案第 14 号「農地中間管理事業法第 18 条第 1 項の規定による要請について（権利移転）」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第 14 号について説明いたします。

本件は、既に中間管理による利用権設定されている農地について、賃借権移転により受人が変更となるものです。貸付地は、8 筆、5,894.02 m²、借受者は 2 名となっております。権利の設定を受ける担い手においては、農地の集約化に関し影響はなく、また、農業経営においても問題がないことを事務局として確認しております。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第 14 号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第 14 号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第14号は承認されました。

議 長 日程第10 議案第15号「旧基盤強化法第20条の2（農用地利用集積計画の取消し）について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 （説 明）

議案第15号について説明いたします。

本件は、旧農業経営基盤強化促進法第20条の2第2項の規定に基づき、農用地利用集積計画における賃借権の取消しを決定するものです。令和3年5月14日付けあま市公告第9号により、農地所有者21名、貸付地55筆、62,637㎡、借受人1名、氏名、武藤多津美、権利の期間、令和3年6月1日から令和13年5月31日までの利用権設定となっております。

経緯を説明します。

令和5年頃から農用地を適正に利用していない状況が続いており、令和6年9月には、害虫の大量発生により周辺住民及び農地に多大な被害を及ぼしたことから、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じております。また、貸し手に対する借賃の支払も滞っており、継続的かつ安定的な農業経営が行われておりません。貸し手の方々からは、賃借権の解約を求められており、令和6年10月1日以降、市職員による通知、電話及び訪問を続けてきましたが、ほとんど連絡がとれず、現在は、音信不通の状態です。そこで、令和7年5月12日に農地の原状回復及び利用権の解約を5月31日までに完了するよう勧告文を送付しましたが、勧告に従わなかったため、今回の手続きに至りました。本日承認されたら、市長名で取消しの公告を行います。その公告を行った時点で利用権設定が取消しされたということになります。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案15号について、何かご質問等がございますか。

木村委員 本件は権利設定の取消しで、完了でしょうか。県に進達等必要となるのでしょうか。

事務局 市長名で市の掲示板に広告を貼りだし完了となります。広告は6月30日を予定しています。

木村委員 7月以降、市としてはどのように動く予定ですか。地元からの問い合わせはありますか。

事務局 問い合わせは今までもありました。これから地元と話しを進めていきます。

貸地についてはおそらく中間管理機構へ依頼することになるのではないかと考えられます。

木村委員 貸地には調整区域もあると思いますが、そちらはどうなりますか。

事務局 今回は市に届出がされ、賃借されている土地のみが対象となります。ほかの私人同士の個人契約に関しては、個々で解約を進めていただく必要があります。

塚本委員 本件の借人は農業委員会委員でもあるが、全く出席していません。それにもかかわらず報酬が支払われていることは、おかしいと思います。地元からも苦情が出ています。

事務局 何度も接触を図っています。一度本人から辞任の意向について、確認が取れたため、手続きを促しましたが提出されませんでした。以降も接触を図っていますが、接触ができませんでした。令和7年4月からは報酬の支払いは停止しています。

塚本委員 本件以外にも借受人が借りている土地はないのでしょうか。

事務局 個人間で契約している土地があることは把握しています。そちらについては解約通知を行った上で解約を進めているとのこと。なお本件は市に農地利用集積計画に関連している乙之子の土地のみを対象としています。

議 長 他にご質問はございませんか。
他にご質問も無いようですので、採決に移ります。
議案第15号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第15号は承認されました。

議 長 日程第11 議案第16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説明)
議案第16号について説明いたします。
5月26日に事務局にて現地確認を行いました。耕作されており、問題ありませんでした。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました、議案第１６号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問も無いようですので採決に移ります。
議案第１６号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 挙手全員です。よって、議案第１６号は承認されました。

議 長 日程第１２ 報告第７号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第８号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」、報告第９号「現況証明願について」、報告第１０号「農地改良届について」を事務局から報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第７号、報告第８号、報告第９号、報告第１０号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、７月１８日（金）午前１０時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和7年7月18日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 近藤 善成

署 名 委 員 塚本 隆啓